

令和4年度

水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 関 係
予 算 概 算 要 求 概 要

令和3年8月

国土交通省 水管理・国土保全局

主要項目

○ 一般会計予算

・治水事業等関係費 10,367億円
うち 河川関係 8,642億円、砂防関係 1,546億円、
海岸関係 178億円

・下水道事業関係費 524億円

・災害復旧関係費 429億円
＜519億円＞

＜＞書きは、水管理・国土保全局以外の災害復旧関係費
の直轄代行分を含む

・行政経費 11億円

合計 11,331億円

○ 東日本大震災復興特別会計予算
(復興庁所管)

・復旧・復興関係費 41億円
(うち、復旧41億円、復興0億円)

主要課題

- 1. ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践 7,440億円
- 2. 国土強靱化に資するDXの推進 100億円
- 3. インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現 2,133億円
- 4. カーボンニュートラルの推進 37億円
- 5. 公衆衛生の強化等のための下水道の持続性向上 21億円

(注)この他に工事諸費等がある。

＜事項要求＞

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の推進

令和2年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえ、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策」、「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、必要な規模を確保することとし、その具体的な内容については、予算の編成過程において検討する。

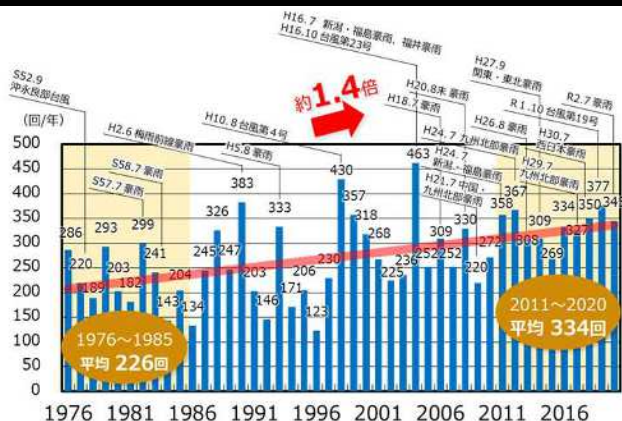
(注)四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

※上記以外に、令和3年9月1日設置予定のデジタル庁一括計上分として62億円がある。
※上記以外に、省全体で社会資本総合整備17,732 億円、社会資本総合整備(復興)103 億円がある。

気候変動による水災害の頻発化・激甚化

- 短時間降雨の発生回数の増加や台風の大型化等、既に温暖化の影響が顕在化しており、今後、さらに気候変動により水災害の頻発化・激甚化が予測されている。
- 近年、全国各地で毎年のように大規模な水害が発生し、甚大な人的被害や経済損失をもたらしており、令和元年度の水害被害額は統計開始以来最大の2兆1,800億円となった。

短時間強雨の発生回数が増加

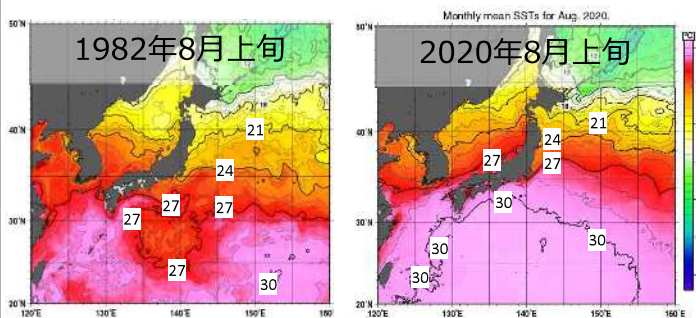


時間雨量50mmを超える短時間強雨の発生件数が増加
(約30年前の約1.4倍)

※気象庁資料より作成

海面平均水温の上昇

日本近郊の海域平均海面水温は上昇傾向
2019年までの100年間で約0.9~1.5度上昇



出典：気象庁HPより（一部加筆）

一般的には台風は海面水温が26~27℃以上の海域で発生するといわれており、海面水温が高いほど、台風はより強くなる。

※台風の発生・発達には海面水温以外にも大気の状態も重要な要因であり、海面水温が高いだけでは台風の発生・発達につながりません。

近年の日本の水害

①平成27年9月関東・東北豪雨

平成27年~29年



鬼怒川の堤防決壊による
浸水被害
(茨城県常総市)

②平成28年8月台風10号



小本川の氾濫による
浸水被害
(岩手県岩泉町)

③平成29年7月九州北部豪雨



桂川における浸水被害
(福岡県朝倉市)

④平成30年7月豪雨

平成30年



小田川における浸水被害
(岡山県倉敷市)

⑤平成30年台風第21号



神戸港六甲アイランドにおける浸水被害
(兵庫県神戸市)

⑥令和元年8月前線に伴う大雨

令和元年



六角川周辺における浸水被害状況
(佐賀県大町町)

⑦令和元年東日本台風



千曲川における浸水被害状況
(長野県長野市)

⑧令和2年7月豪雨

令和2年



球磨川における浸水被害状況
(熊本県人吉市)

気候変動のスピードに対応した新たな水災害対策

- 気候変動のスピードに対応した新たな抜本的対策を行うため、以下の取組を実施。
 - 本川下流のみならず上流や支川などの中小河川も含め、流域全体で、国、都道府県、市町村、地元企業や住民などのあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」へ転換。
 - 令和3年3月に戦後最大洪水等に対応した河川整備と流域での対策を組み合わせた「流域治水プロジェクト」を策定・公表し、本格的に現場レベルでの取組を開始。「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「流域治水関連法」を同年内に整備。
 - 21世紀末の未来に備えるため、温暖化の影響をあらかじめ治水計画に反映し、中長期的かつ計画的に整備を進めることとし、順次、ハード整備の長期計画である河川整備基本方針を見直し、治水対策の強化を行う。

「流域治水」への転換

流域治水プロジェクトを策定し、本格的に現場レベルの取組を開始



あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」

- ① 氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策
- ・治水ダムの建設
 - ・河道掘削、引堤 等
- ② 被害対象を減少させるための対策
- ・土地利用規制、誘導、移転促進 等
- ③ 被害の軽減、早期復旧
- ・復興のための対策
 - ・水害リスク情報の空白地帯解消
 - ・長期予測の技術開発
 - ・排水門等の整備、排水強化 等

令和3年3月に全国109の一級水系と12の二級水系において、「流域治水プロジェクト」を策定・公表

流域治水関連法の整備

＜P49参照＞

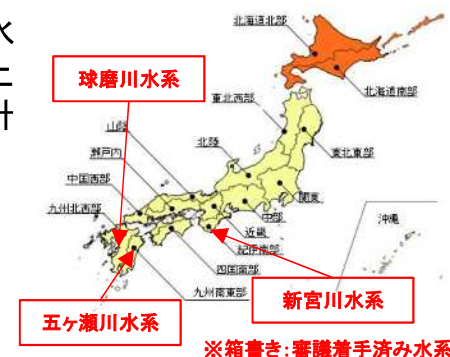
「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「流域治水関連法」を整備
令和3年7月から順次施行し、11月より関連する全ての法律が施行さ
れ、あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」が本格化

気候変動の影響を踏まえた治水計画の見直し

近年、大規模な水害が発生した際の洪水流量が長期的な目標（基本高水）を上回った水系から順次、河川整備基本方針を見直す

全国（北海道を除く）	1.1
北海道	1.15

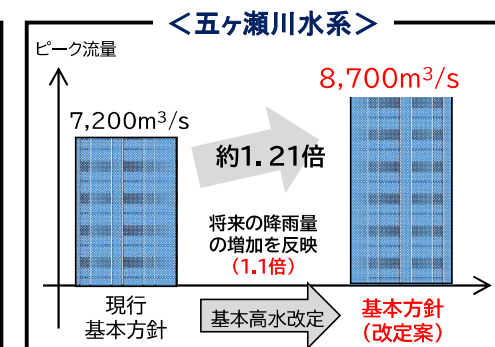
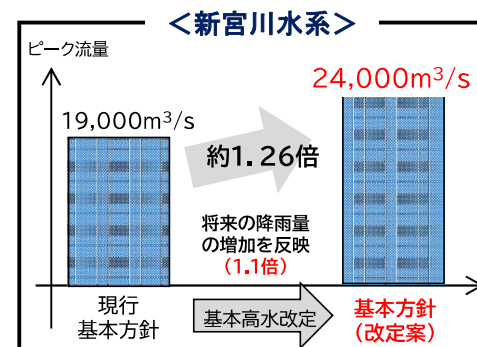
※出典：「気候変動を踏まえた治水計画のあり方」提言
改訂版（令和3年4月）



＜今世紀末時点での地域区分毎の降雨量変化倍率(2℃上昇)＞

気候変動を踏まえた基本高水

100年～200年に1回程度発生する氾濫防止のための施設整備の長期目標（流量規模）



※新宮川水系及び五ヶ瀬川水系の河川整備基本方針の変更について、令和3年8月時点において審議中

5か年加速化対策等を活用した事前防災対策の加速化(信濃川水系の例)

- 令和3年3月に公表した信濃川水系流域治水プロジェクトに基づき、信濃川水系の根幹的治水施設である大河津分水路改修、立ヶ花狭窄部等の掘削、ダム再生、本支川における築堤や河道掘削等の河川改修、排水機場の整備などのハード対策を計画的に実施するとともに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」も活用し段階的な治水効果の発現を図るなど事前防災対策を加速化。

信濃川水系 流域治水プロジェクト

■ : 5か年の実施予定事業
┌─┐ : 令和7年度以降も継続
 ※事業箇所は主要箇所のみ記載

【事業費（R2年度以降の残事業費）】

- 河川対策
 全体事業費 約6,304億円
 対策内容 河道掘削、堤防整備 等
- 砂防対策
 全体事業費 約1,131億円
 対策内容 砂防関係施設の整備 等
- 下水道対策
 全体事業費 約895億円
 対策内容 雨水貯留施設整備 等



■ロードマップ

※流域治水プロジェクトの一部の事業のみを記載

千曲川【国】

- 立ヶ花狭窄部の掘削 など
- 遊水地整備
- 堤防強化
 (粘り強い河川堤防などの整備)

千曲川・信濃川【長野県】【新潟県】

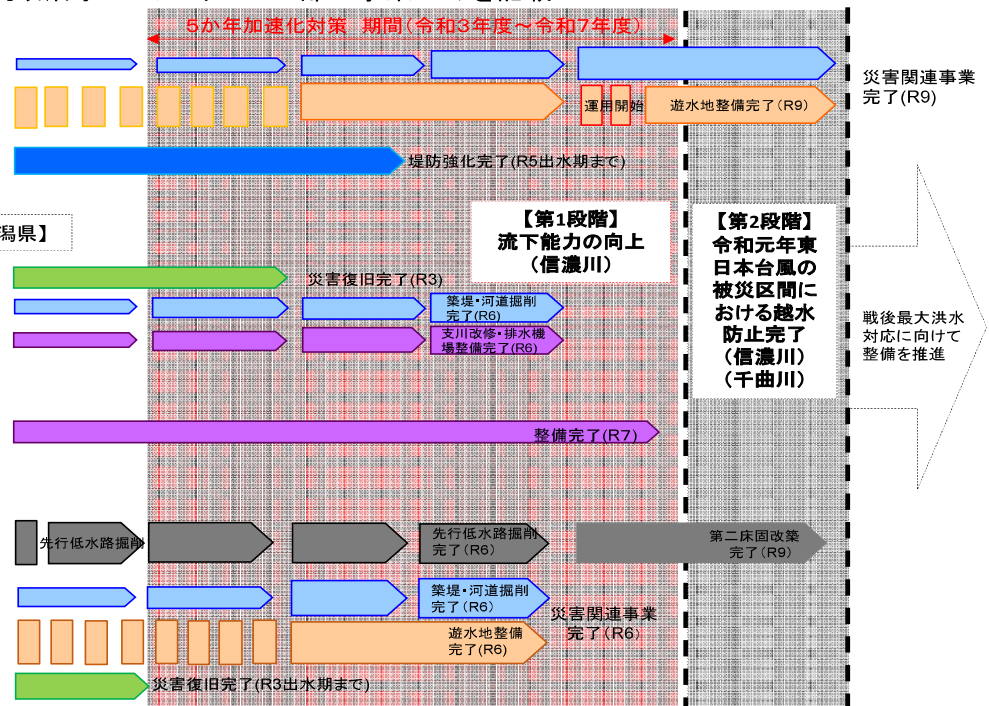
- 災害復旧
- 築堤・河道掘削
- 支川改修・排水機場整備

下水道事業【長岡市】

- 寿町排水ポンプ場の整備

信濃川【国】

- 大河津分水路改修
- 築堤・河道掘削
- 遊水地整備(信濃川中流)
- 災害復旧



大河津分水路事業(河川事業(国))



浄土川改修(河川事業(新潟県))



寿町排水ポンプ場整備
 (下水道事業(長岡市))



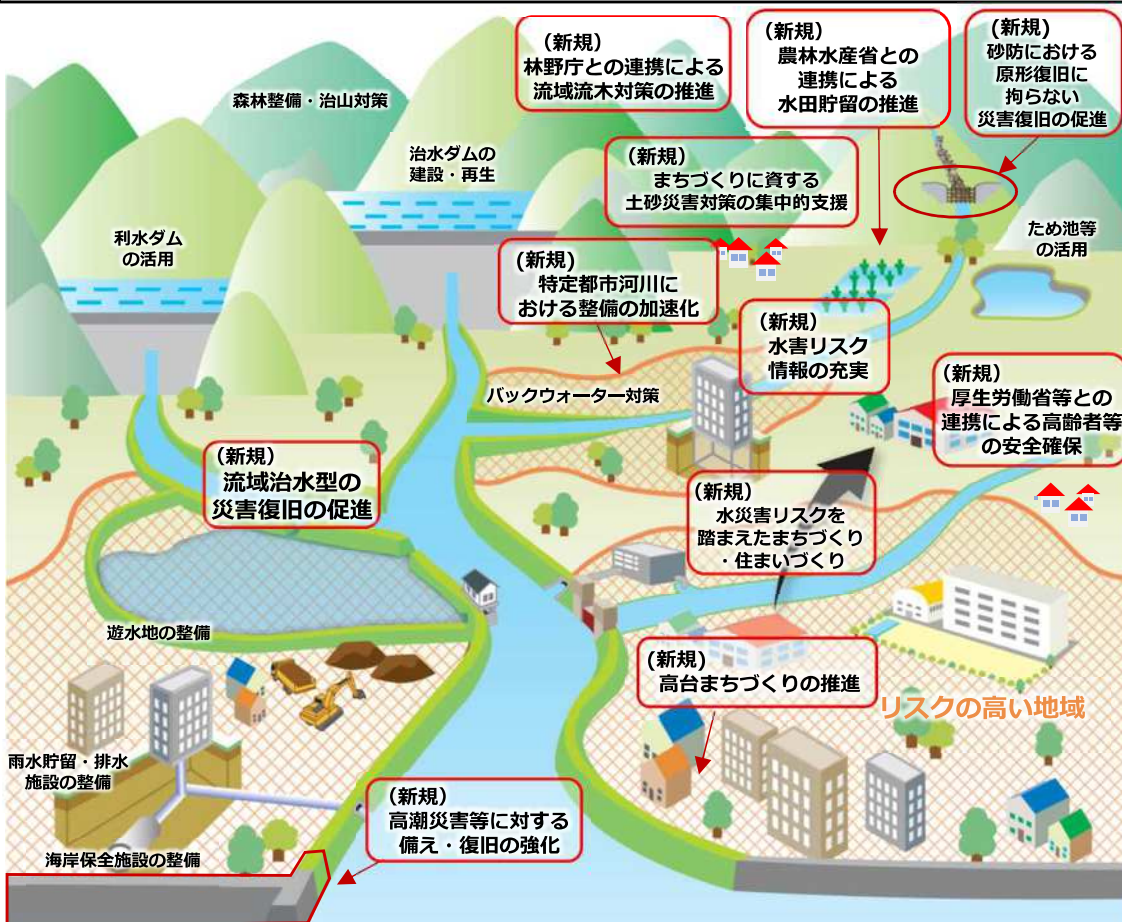
国・県・市による一体的なハード整備で、段階的に効果を発揮

【第1段階】信濃川中流部(長岡市等)において再度災害防止対策を令和7年度までに完了

【第2段階】信濃川・千曲川において、令和元年東日本台風の被災区間における越水防止が完了

ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践

- 戦後最大洪水等に対応した河川整備と流域での対策を組み合わせた「流域治水プロジェクト」に基づき、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」も活用して、堤防、河道掘削、遊水地・放水路・ダム等の事前防災対策を完成年度の目標を持って計画的に実施。
- 合わせて、水災害リスクを踏まえたまちづくりをはじめとした流域治水関連法による法的枠組みを活用した取組など、「流域治水」の本格的実践に必要となる新規予算制度等を要求。
- また、気候変動による水災害リスクの増大に適応するため、将来にわたって必要な財源を安定的に確保していくための方策について、総合的な検討を行う。



気候変動のスピードに対応するため、近年の上流・支川・県管理河川における被害が顕著であることにも留意しつつ、流域全体の貯留機能の向上や重要区域の排水機能の強化、下流・本川・国管理河川の整備等、多様な対策の中から早期の安全度向上に資する対策を適切に組み合わせて優先的に実施する。

令和4年度新規要求、取組事項等

- | | |
|--------------------------------|-------------|
| ■ 水害リスク情報の充実 | ・ ・ ・ P. 9 |
| ■ 水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり | ・ ・ ・ P. 11 |
| ■ 特定都市河川における整備の加速化 | ・ ・ ・ P. 12 |
| ■ 農林水産省との連携による水田貯留の推進 | ・ ・ ・ P. 13 |
| ■ 厚生労働省等との連携による高齢者等の安全確保 | ・ ・ ・ P. 14 |
| ■ 流域治水型の災害復旧の促進 | ・ ・ ・ P. 15 |
| ■ 高台まちづくり(高台・建物群)の推進 | ・ ・ ・ P. 16 |
| ■ 流域治水プロジェクトにおけるグリーンインフラの取組の推進 | ・ ・ ・ P. 17 |
| ■ 林野庁との連携による流域流木対策の推進 | ・ ・ ・ P. 18 |
| ■ まちづくりに資する土砂災害対策の集中的支援 | ・ ・ ・ P. 19 |
| ■ 砂防における原形復旧に拘らない災害復旧の促進 | ・ ・ ・ P. 20 |
| ■ 高潮災害等に対する備え・復旧の強化 | ・ ・ ・ P. 21 |
| ■ 津波防災地域づくりの推進と関係機関連携 | ・ ・ ・ P. 22 |

新規
事項

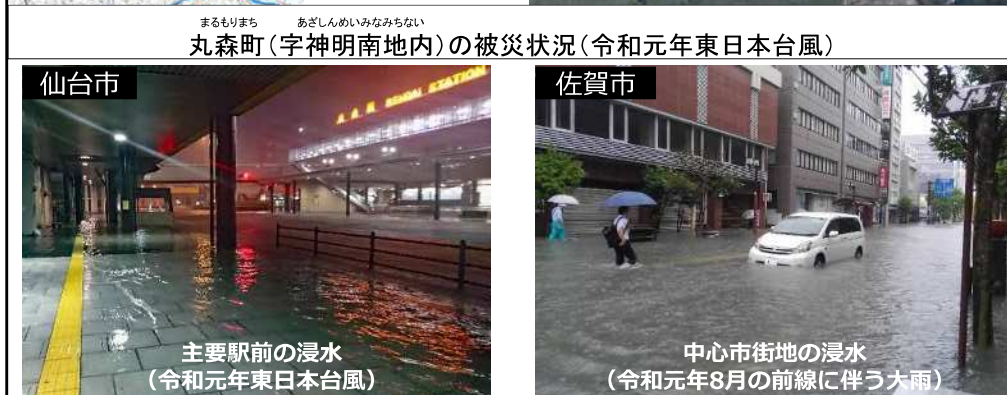
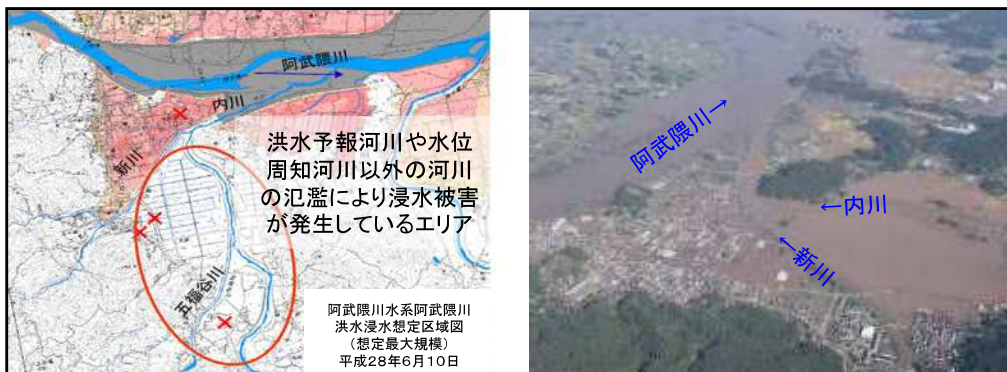
水害リスク情報の充実(浸水想定区域図・ハザードマップの空白域の解消)

- 近年、気候変動による水害が頻発化・激甚化しており、例えば、令和元年東日本台風では、中小河川等の水害リスク情報の提供を行っていないエリアで多くの浸水被害が発生。
- このような水害リスク情報の空白域を解消するため、水防法を改正し、浸水想定区域図及びハザードマップの作成・公表の対象を全ての一級・二級河川や下水道※に拡大。
- 早急に浸水想定区域図等を作成・公表し、水害リスク情報の空白域を解消するため、防災・安全交付金による財政支援を強化。

※全ての一級・二級河川や下水道とは、住宅等の防護対象のある全ての一級・二級河川や浸水対策を目的として整備された下水道のこと。

○水害リスク情報の空白域において浸水被害が多発

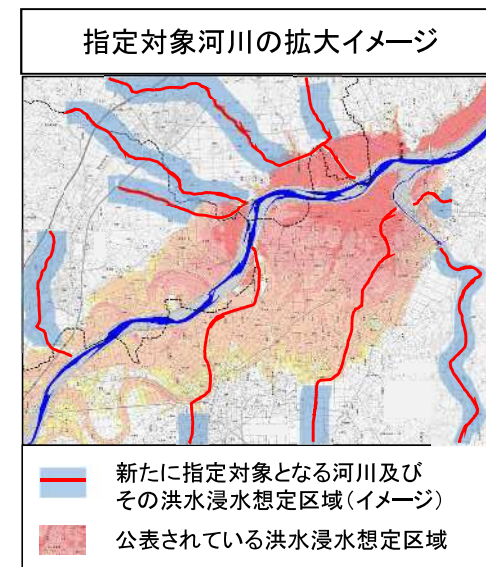
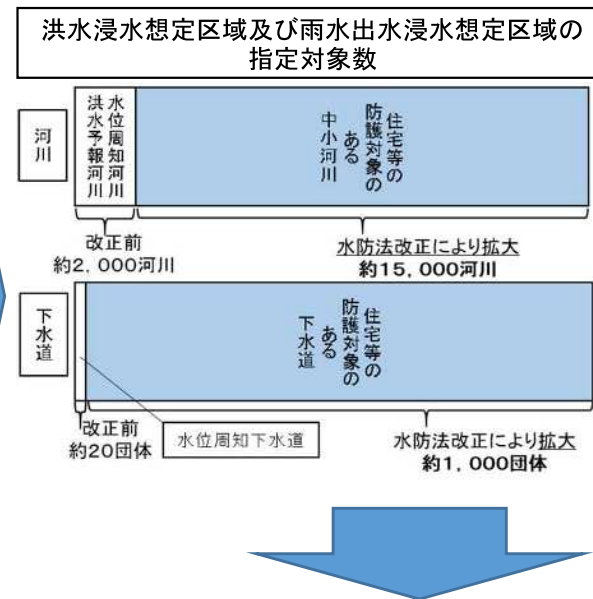
- ・令和元年東日本台風では、堤防が決壊した71河川のうち43河川(約6割)、内水氾濫による浸水被害が発生した135市区町村のうち126市区町村(約9割)が水害リスク情報の空白域。



水害リスク情報の空白域における浸水被害事例

○水防法を改正し、洪水浸水想定区域及び雨水出水浸水想定区域の指定対象を拡大

- ・洪水予報河川及び水位周知河川(約2,000河川)や水位周知下水道(約20団体)に加え、周辺に住宅等の防護対象のあるものについて指定対象に追加し、洪水浸水想定区域では約15,000河川、雨水出水浸水想定区域では約1,000団体が新たに指定対象として追加。



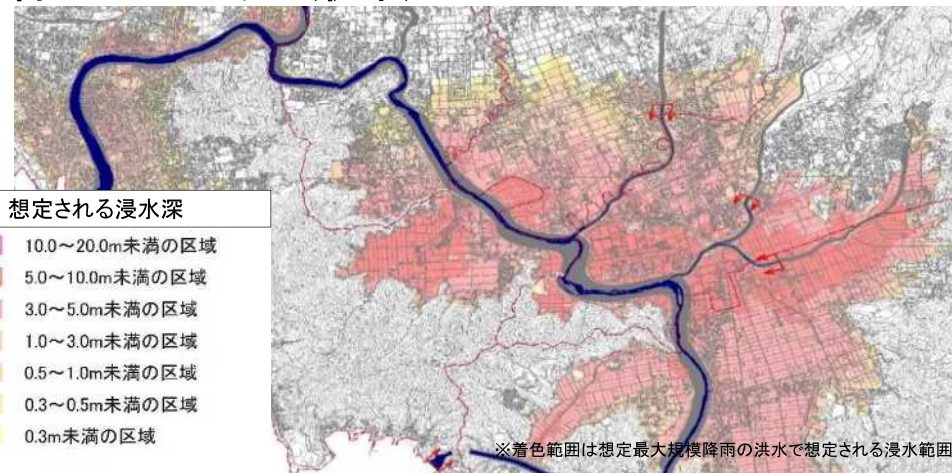
早急に水害リスク情報の空白域を解消するため
防災・安全交付金による財政支援を強化

水害リスク情報の充実(水害リスクマップの整備)

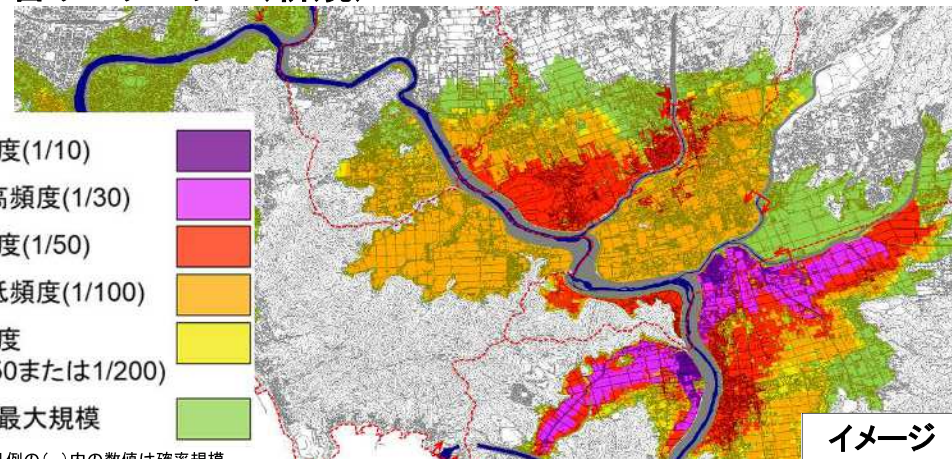
- これまでは想定最大規模降雨の洪水で想定される浸水深を表示した水害ハザードマップを提供してきたところ。
- 今後は、想定最大規模に加えて、より頻度の高い降雨による浸水範囲を頻度毎に示した水害リスクマップを新たに整備し、水害リスク情報の充実を図る。
- こうした取組により「水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり」を促進。

水害リスク情報の充実

○水害ハザードマップ(従来)



○水害リスクマップ(新規)

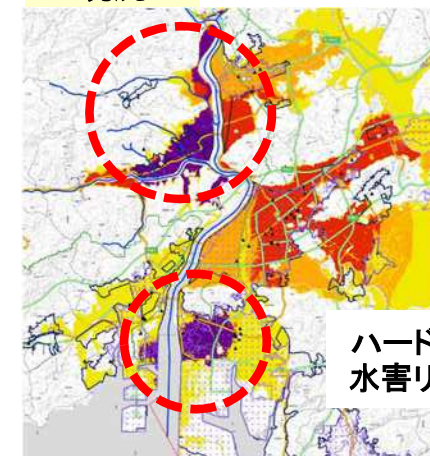


※上記凡例の()内の数値は確率規模を示していますが、これは例示です。

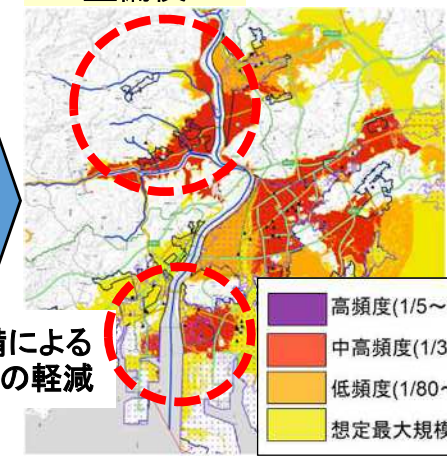
水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり

- ・現在のリスクに加え、将来のリスクも提示(整備効果の見える化)
- ・土地利用規制や居住の誘導を促進
- ・きめ細やかな企業BCPの作成、水害保険への水害リスクの反映

現況



整備後



ハード整備による
水害リスクの軽減

整備効果の見える化のイメージ

【令和4年度の国土交通省としての取組】

- ・全国109の一級水系において外水氾濫を対象とした水害リスクマップの作成を完了
- ・特定都市河川や防災まちづくりに取り組む地区において、内水を考慮した水害リスクマップを作成

水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり

水災害リスクを踏まえた重層的な取り組みにより、安全なまちづくり・住まいづくりを推進する。

水災害の危険性の高い地域の 居住を避ける

- 災害レッドゾーンを居住誘導区域から原則除外(R3.10～予定)
- 災害レッドゾーンにおける高齢者福祉施設の新設を原則補助対象外とする(R3年度※～)
※厚生労働省予算
- 災害レッドゾーンにおける病院・社会福祉施設・ホテル・自社オフィス等の自己業務用施設の開発を原則禁止(R4.4～予定)

水災害の危険性の高い地域に 居住する場合にも命を守る

- 浸水被害防止区域(災害レッドゾーンの1つ)を創設(R3.11～予定)
住宅・要配慮者利用施設の新設は事前許可制を導入

水災害の危険性の高い地域からの 移転を促す

- 被災前に安全な土地への移転を推進(防災集団移転促進事業※)
一事業のエリア要件に浸水被害防止区域を追加(R3.11～予定)
一最小移転戸数を10戸→5戸(R2年度～)に緩和
※住宅団地の整備・住居の移転等の費用について、約94%を国が負担(地方財政措置含む)

(水災害の危険性をさらに周知)

- 不動産取引時の重要事項説明に水害ハザードマップにおける物件の所在地に係る説明を追加(R2.8～)
- 公表されている想定最大規模に加え、より高頻度の浸水想定を新たに提供する(P10参照)とともに、地域の水災害リスクを評価し、水災害リスクを可能な限り軽減または回避するための対策により防災まちづくりを進めるためのガイドライン(P51,52参照)を作成(R3.5)

居住誘導区域から原則除外

- **災害レッドゾーン**を立地適正化計画の**居住誘導区域から原則除外**

高齢者福祉施設の新設への補助要件の厳格化

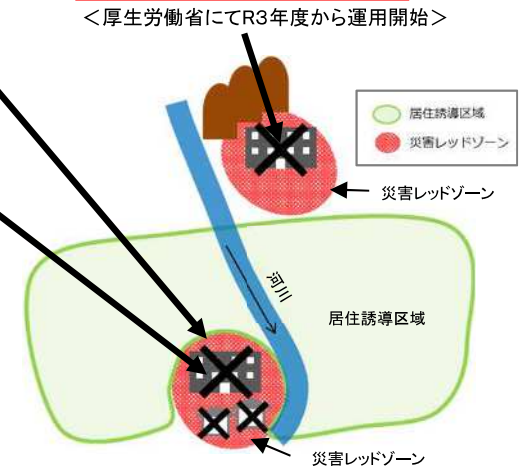
- 特別養護老人ホームなど高齢者福祉施設について、**災害レッドゾーン**における**新規整備を補助対象から原則除外**
＜厚生労働省にてR3年度から運用開始＞

開発の原則禁止

- **災害レッドゾーン**における**病院・社会福祉施設・ホテル・自社オフィス等の自己業務用施設の開発を原則禁止**

(参考)災害レッドゾーン

- ・浸水被害防止区域(R3.11施行予定)
- ・災害危険区域(崖崩れ、出水等)
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域



浸水被害防止区域の創設 (特定都市河川浸水被害対策法)

- **住宅・要配慮者施設等の安全性を事前確認**

- 一住宅(非自己)・要配慮者施設の土地の開発行為について、土地の安全上必要な措置を講ずる
- 一住宅・要配慮者施設の建築行為について、
・居室の床面の高さが基準水位以上
・洪水等に対して安全な構造とする

被災前に安全な土地への移転を推進(防災集団移転促進事業)

- 災害危険区域に加え、**浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域**を追加
- 最小移転戸数を10戸→**5戸に緩和**



新規
事項

水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを支えるための流域治水関連法の活用

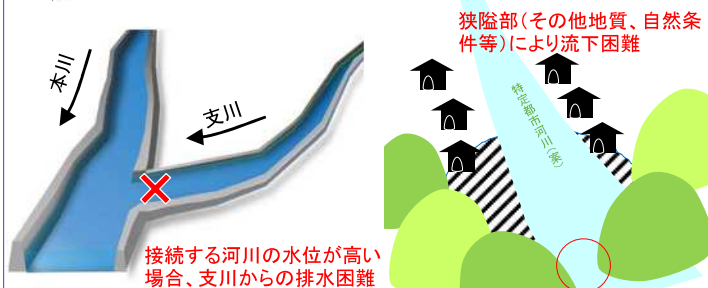
- 近年、気候変動の影響によりバックウォーター現象のおそれがある河川や狭窄部上流の河川等で水災害が頻発化していることを踏まえ、これまで政令指定都市をはじめとする都市部を中心に行われてきた雨水貯留浸透施設の整備や土地利用規制等の流域対策を、地方部も含む全国の河川で重点的に取り組むために流域治水関連法を整備。
- 土地利用規制等を含む流域水害対策計画に基づき実施される遊水地等の河川整備や雨水貯留浸透対策等のハード整備に対して、予算を重点化。また、税制優遇等の支援により、水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを推進。

■特定都市河川における区域指定までの主な流れ ※法律等に基づき実施

気候変動により災害が頻発

気候変動による降雨量の増加により、自然的条件等の理由で浸水被害防止が困難な河川において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発

→ 流域一体となった浸水被害防止のための対策を推進



特定都市河川指定

流域水害対策協議会設置

流域水害対策計画策定

都市浸水想定等を踏まえて区域を指定

ハード整備の加速化

- ・遊水地の整備
- ・輪中堤の整備
- ・排水機場の機能増強
- ・貯留機能保全区域の周辺整備(二線堤等)
- ・河道掘削
- など

貯留機能保全区域の指定

(土地の貯留機能を将来にわたって保全する区域)



浸水被害防止区域の指定

(洪水が発生した場合に著しい危害が生じるおそれがある区域)



■特定都市河川における整備の加速化

防災まちづくりとの連携

ハード整備の加速化

貯留機能保全区域の指定

- ・固定資産税及び都市計画税を減免する特例措置 (R4 新規税制要望)

浸水被害防止区域の指定

- ・水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりに対する重層的な取り組みを推進



遊水地の整備

輪中堤の整備

二線堤の整備

排水機場の機能増強

などのハード整備

雨水貯留浸透施設の整備

- ・民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る国庫補助率の嵩上げ (R3~)
(通常) 1/3 → (嵩上げ) 1/2
- ・認定計画に位置付ける雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税特例 (R3~)

R4
制度拡充
(予算の重点化)

※このほか、区域指定等に係る支援策を検討

農林水産省との連携による水田貯留の推進

- 流域治水の推進にあたっては、農林水産省との積極的な連携を図っており、令和2年度末に策定・公表した一級水系の流域治水プロジェクトに、水田の貯留機能向上やため池の活用などの連携施策を位置付けたところ。
- 水田貯留の治水効果の定量化・可視化等を農林水産省と連携して行い、全国での水田の貯留機能向上の取り組みを推進。

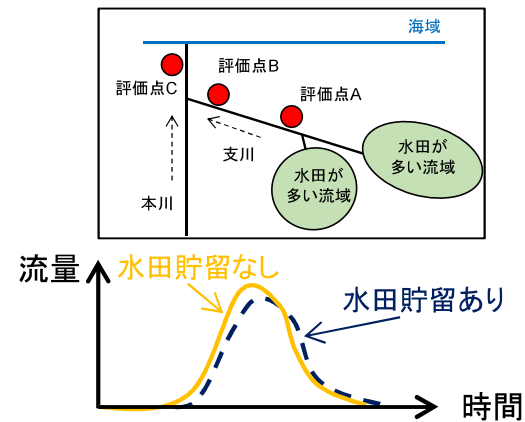
- ・水田貯留の取り組みは、その規模や位置等に加え、降雨の規模等により、効果の程度や影響範囲等は変化。
- ・効果を発揮するための機能確保に係る管理体制についても検討が必要。

- ・持続可能で効果的な運用や追加的な対策の検討に向け、農林水産省と連携して効果の定量的・定性的な評価、効果の評価に必要な技術の向上・実装に取り組む。



イラスト:新潟県ウェブサイト

＜水田貯留のイメージ＞



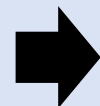
＜水田貯留の効果検討のイメージ＞

参考:農林水産省の取組
＜スマート田んぼダム実証事業＞



- ・水田の持つ雨水貯留能力の更なる活用を検討するため、まとまった面積の水田において、自動給排水栓を用いた豪雨前の一斉落水、豪雨中の一斉貯留や流出制限により、防災上の効果を実証

- 水田貯留の効果の定量化・可視化
- 水田貯留の効果の評価に必要な技術の向上・実装



全国における水田の貯留機能向上の取り組みを推進

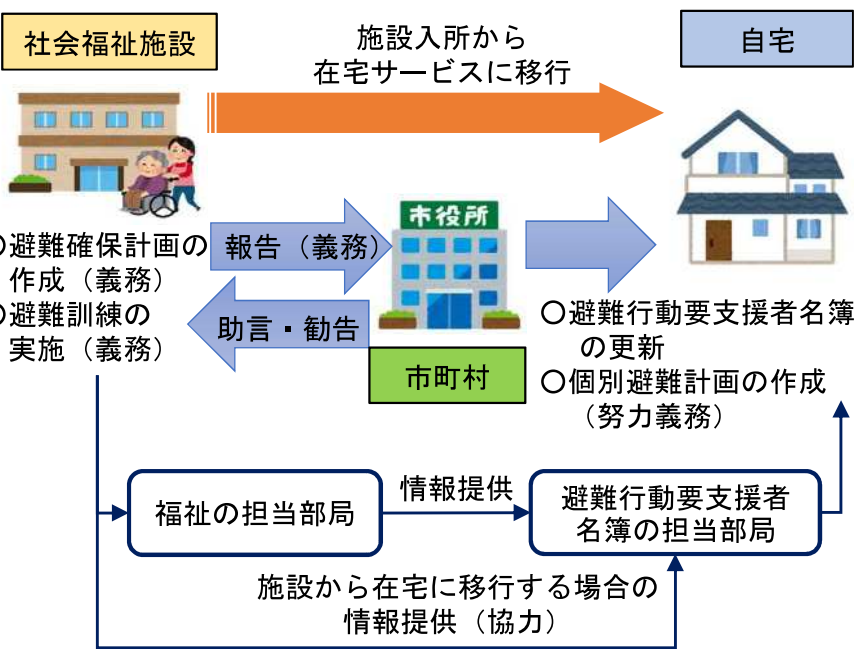
厚生労働省等との連携による高齢者等の安全確保

- 社会福祉施設における避難の実効性の確保を関係省庁(厚労省、内閣府、消防庁)と連携して取り組むとともに、避難確保計画と個別避難計画の連携を図り、高齢者や障がい者等に対する切れ目のない避難支援を実施。
- 国交省において高齢者施設等を災害リスクの低い場所に誘導するとともに、厚労省において災害レッドゾーンにおける高齢者施設の新設を原則補助対象外とする措置を実施。
- 厚労省において既存の高齢者施設を対象とした垂直避難のための設備設置等に対する財政支援を実施。

厚労省、内閣府、消防庁との連携による高齢者等の避難の実効性の確保

国交省 厚労省 内閣府 消防庁

- 避難確保計画の作成と訓練実施の徹底
 - 避難の実効性を確保するための避難確保計画のチェックリストの提供、研修の実施
 - 高齢者や障がい者等の情報を確実に把握するための仕組みの構築
- (令和3年6月25日 4省庁連名通知)



災害リスクの低い場所へ的高齢者施設等の誘導

国交省

災害レッドゾーンにおける開発許可の規制強化等

- 都市計画区域内の災害レッドゾーン※1について居住誘導区域から原則除外するとともに、**高齢者施設等の自己業務用施設※2の開発を原則禁止**

浸水被害防止区域の創設(特定都市河川)

- 浸水被害防止区域においては、**住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制**とし安全性を事前確認

厚労省

連携

高齢者施設の新設への補助要件の厳格化

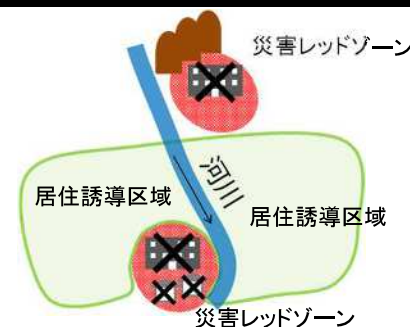
- 特別養護老人ホームなど的高齢者施設について、**災害レッドゾーン※1における新規整備を補助対象から原則除外**
 <厚労省にてR3年度から運用開始>

厚労省

既存の高齢者施設における垂直避難のための設備設置の支援

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金による支援

垂直避難のためのスペースやエレベータ、スロープ等の設置のための改修等



※1 災害レッドゾーン

- ・浸水被害防止区域
- ・災害危険区域(崖崩れ、出水等)
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域

※2 自己業務用施設

- ・病院
- ・社会福祉施設(高齢者施設、障がい者施設等)
- ・ホテル
- ・自社オフィス 等



新規事項 流域治水型の災害復旧の促進

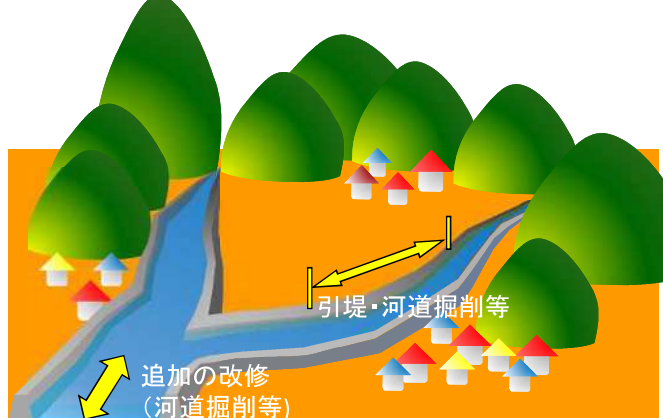
- 災害復旧事業においても、流域治水の考え方に基づき、上流から下流、本川・支川の流域全体を俯瞰し、流域全体で水災害リスクを低減する対策を推進する。
- 本川上流や支川において堤防の決壊や越水が発生した場合、堤防の原形復旧に拘らず、遊水地や輪中堤等の整備や土地利用規制を組み合わせた復旧方法も選択しやすくするよう、災害復旧制度を拡充する。

低い堤防が越水・決壊し、浸水



制度拡充により
選択肢を追加

従来の再度災害防止対策



＜考えられる対策＞
被災水位に対応して
堤防の嵩上げ、引堤、河道掘削
により背後地全体の浸水を防ぐ
(災害復旧事業又は改良復旧事業で実施)

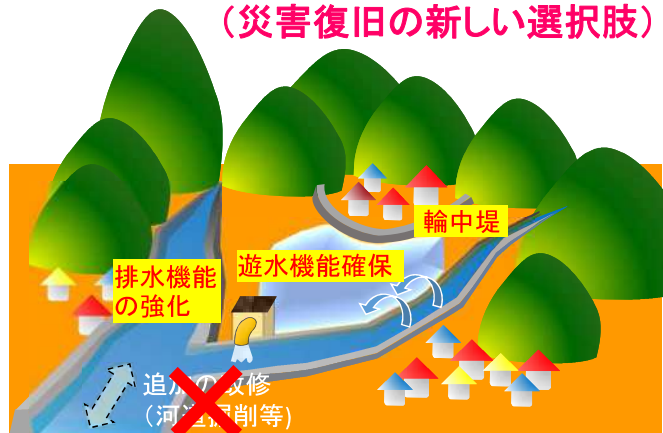


下流への負荷を考慮した追加の改修
を実施 (追加の河川事業で実施)

拡充内容

従来の再度災害防止対策の事業費を上回らないこと等を条件に、災害復旧事業により、下流における改修を必要としない対策 (遊水地や輪中堤等の整備など) を実施可能にする。

流域治水型の再度災害防止対策
(災害復旧の新しい選択肢)



＜考えられる対策＞
輪中堤や遊水地、排水施設 (例: 小口化・規格化により低コストで維持管理が容易なポンプ施設) 等の整備により、遊水機能
を確保しつつ、家屋浸水を防御

下流における改修を待つことなく、被災箇所の再度災害防止を実現

高台まちづくり(高台・建物群)の推進

- 令和2年12月に策定した「災害に強い首都『東京』形成ビジョン」に基づき、高台まちづくりを推進するため、水害リスクや避難のあり方を踏まえ、モデル地区における高台まちづくりの実践を地方公共団体と連携して推進。
- 高台まちづくりの一環として高規格堤防整備事業の加速化を図る、税制特例(固定資産税、不動産取得税)の延長を要求。

高台まちづくりのイメージ



建築物等(建物群)による
高台まちづくり

高台公園を中心とした
高台まちづくり

高規格堤防の上面を活用した
高台まちづくり

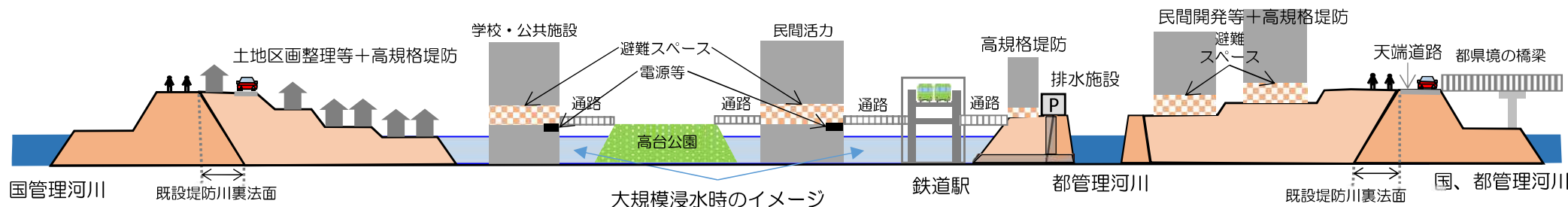
災害に強い首都『東京』形成ビジョンより

モデル地区における高台まちづくりの実践

● 早い段階からの避難が出来なかった場合でも、命の安全・最低限の避難生活水準を確保できる避難場所にもなる「高台まちづくり」を推進する。

➢ 篠崎地区周辺の高台まちづくり(高台化)の検討(江戸川区の例)

- ・高規格堤防、都市計画道路及び都県橋、土地区画整理などの課題に一体的に取り組む高台まちづくり
- ・都市計画道路及び都県橋の早期完成を目指す事業手法の検討
- ・「篠崎公園地区」高台まちづくりを促進する事業手法検討



<住民負担の軽減や円滑な合意形成を図る税制の特例>

【不動産取得税】

高規格堤防整備事業により家屋の一時移転の対象となった者に対し、収用等に認められる税制上の特例措置に準じ、高規格堤防特別区域の公示日から2年以内に建替家屋を取得した場合に課税標準から従前家屋の価額を控除

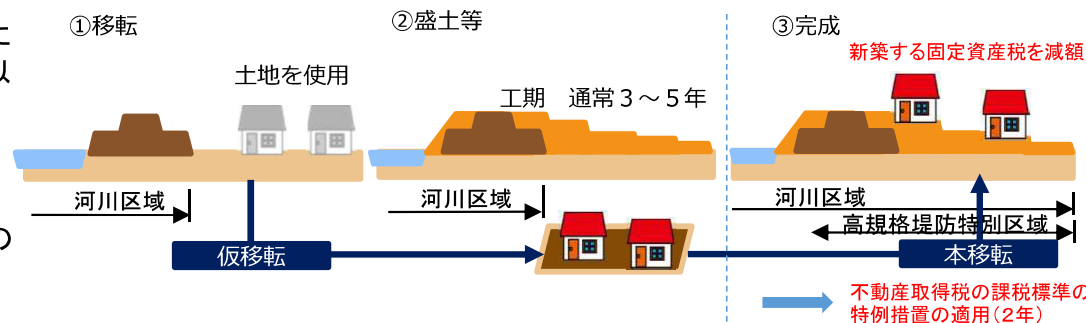
➡ 特例措置の期限延長を要求(令和6年3月31日までの2年間)

【固定資産税】

高規格堤防整備事業のために使用された土地に従前権利者が新築する家屋の固定資産税について税額を減税

➡ 特例措置の期限延長を要求(令和7年3月31日までの3年間)

高規格堤防整備事業の流れ



流域治水プロジェクトにおけるグリーンインフラの取組の推進 [とりまとめイメージ]

○流域治水プロジェクトに位置づけられた治水対策と合わせ、治水と環境の両立を図り、生物の多様な生息環境の保全・創出、地域の自然環境と調和する景観形成等を推進する。

○そのため、環境保全・創出のための目標設定や、生態系ネットワーク、多自然川づくり等のハード・ソフト両面にわたるグリーンインフラの取組を反映した流域治水プロジェクトを全国109水系で改定する。

【斐伊川水系流域治水プロジェクトイメージ】

◆目標： 国管理区間においては、流域で甚大な被害が発生した戦後最大の昭和47年7月洪水と同規模の洪水に対して、家屋浸水を防止し、流域における浸水被害の軽減を図ります。あわせて、迅速かつ適切な情報収集・提供体制を構築し、ホットラインを含めた確実な避難行動に資する情報発信等の取り組みを実施し「逃げ遅れゼロ」を目指します。

加えて、斐伊川水系において、マガン、コハクチョウなどが安心して越冬できる里づくりを目指し、今後、概ね10年間で水鳥類のねぐらや採餌場環境の保全・創出を行うなど、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの取り組みを推進。



● 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 (詳細省略)

● 被害対象を減少させるための対策 (詳細省略)

● 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 (詳細省略)

● 生物の多様な生息環境の保全・創出や地域特性と調和した景観形成

- ・自然環境の保全・再生などの自然再生
- ・大型水鳥の生育環境保全等の生態系ネットワークの形成



- ・大橋川の治水対策における多自然川づくり

➢ 良好な景観を保全・創出



➢ 生物の生息生育環境の保全・創出



水鳥の生息環境保全

マガンの生息環境保全

● 魅力ある水辺空間創出

- ・かわまちづくり



水辺のにぎわい



● 自然環境が有する多様な機能の活用

- ・大型水鳥を観察するエコツアー
- ・ミズベリング協議会による水辺利用の創造
- ・小中学校などにおける河川環境学習
- ・景勝地等の景観の保全

水鳥観察エコツアー



※具体的な対策内容については、今後の調査検討等により変更となる場合がある。

林野庁との連携による流域流木対策の推進

- 林野庁と連携し、流木発生ポテンシャル調査を実施したうえで、流木発生抑制や流木の捕捉・処理に係る統一の計画を策定。
- 森林整備や治山ダムによる流木発生抑制、透過型砂防堰堤や流木捕捉施設による流木の捕捉を、林野事業と砂防事業が連携して一体的に実施することで、流域全体の流木被害を防止・軽減する。

流域流木対策計画策定

- 流木発生ポテンシャル調査
(立木密度調査、流木発生量調査)
例) 航空レーザー測量等による詳細な森林情報(立木)の把握
- 流木発生抑制や流木の捕捉・処理に係る計画策定



流木発生ポテンシャル調査のイメージ

対策

【生産エリア: 林野庁】



例: 適正な森林管理の実施

- 間伐等の森林整備による流木発生抑制
- 治山ダムによる山腹崩壊や溪流の荒廃の防止

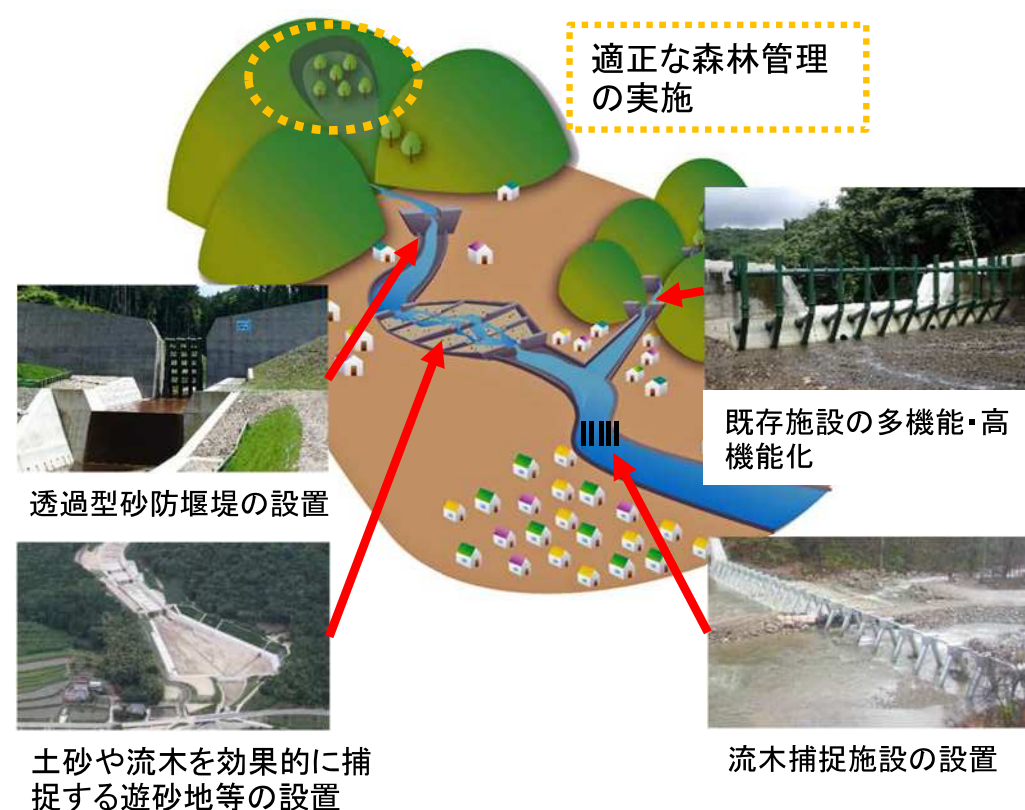
【流下・氾濫エリア: 国交省】



例: 流木捕捉効果の高い砂防堰堤の設置

- 透過型砂防堰堤による流木の捕捉
- 土砂・洪水氾濫に伴って大量に発生・流下する流木も効果的に捕捉できる施設の開発と整備

流域流木対策のための砂防施設整備を推進



【拡充内容】

流域流木対策計画に位置付けられた施設整備を計画的・集中的に推進する。

まちづくりに資する土砂災害対策の集中的支援

- 生活サービスやコミュニティの持続性確保を目的に、立地適正化計画に基づく居住誘導区域が自治体により定められ、住居や公共インフラの集約化が進められている。
- しかし、中山間地域などの土地が限られた地域では、土砂災害警戒区域等にも居住誘導区域を設定せざるを得ない場合があることから、砂防施設の整備により居住誘導区域内の安全性を計画的に確保する必要がある。
- こうした取組により居住誘導区域への集約化を促進する等、地域全体で土砂災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを推進する。

拡充の内容

- 従来の交付金事業では、居住誘導区域内であっても小規模な箇所の整備は後回しとなることが多かったため、居住誘導区域や同区域と接続するインフラライン等を保全するための砂防関係事業を補助事業として一括採択し、計画的・集中的に整備を推進。
- がけ崩れ対策事業については、がけ高が10m未満の箇所では、事業採択条件が限定されるため、採択基準をがけ高10m以上から、がけ高5m以上に緩和する。

・複数の土砂災害の危険がある居住誘導区域の例



土石流、地すべり、がけ崩れ対策をまとめて実施

砂防における原形復旧に拘らない災害復旧の促進

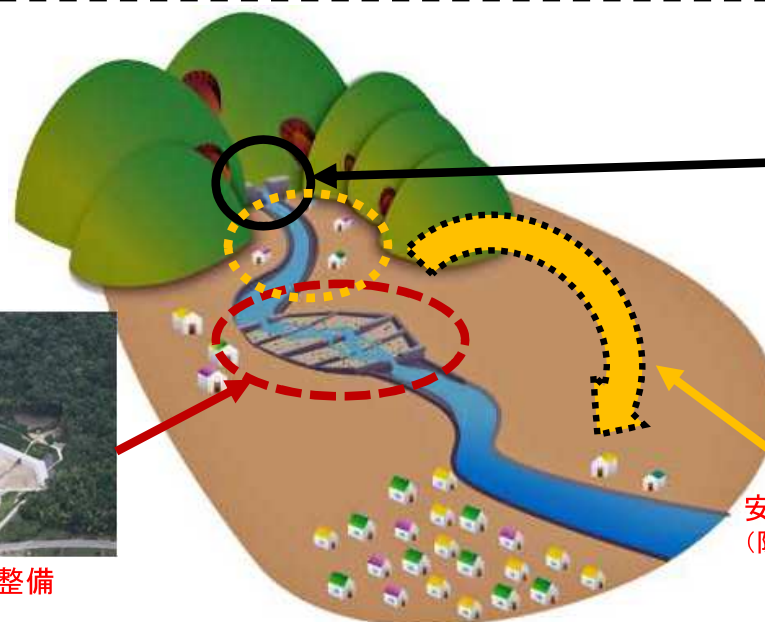
- 砂防施設の災害復旧事業においても、流域全体の安全度を向上させるため、流域全体を俯瞰して効果的・効率的な施設配置による災害復旧を推進。
- 具体的には、土砂・洪水氾濫対策計画等に基づき、被災した砂防施設を原形復旧する代わりに、下流において新たな施設整備を行う復旧、および改良復旧を推進。

課題と対応策

○ 山間部に位置する施設が被災した場合、現位置・元構造で復旧するよりも、土砂・洪水氾濫対策計画等に基づき、新たに下流で施設を整備することにより、流域全体の安全度の効果的・効率的向上が可能。



下流で砂防施設を整備



山間部に位置する被災施設は用途廃止

安全な土地への移転を推進
(防災集団移転促進事業)

拡充内容

- 災害復旧事業(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)
砂防施設が被災した場合に、現位置での原形復旧ではなく、下流に新たな施設を整備できるようにする。
- 災害関連事業(改良復旧)
被害が激甚であって、災害復旧工事のみでは十分な効果を期待できない場合、制度の範囲内(被災施設の復旧の2倍の事業費)で、土砂・洪水氾濫対策計画等に基づいて、下流に新たな施設を整備できるようにする。

高潮災害等に対する備え・復旧の強化

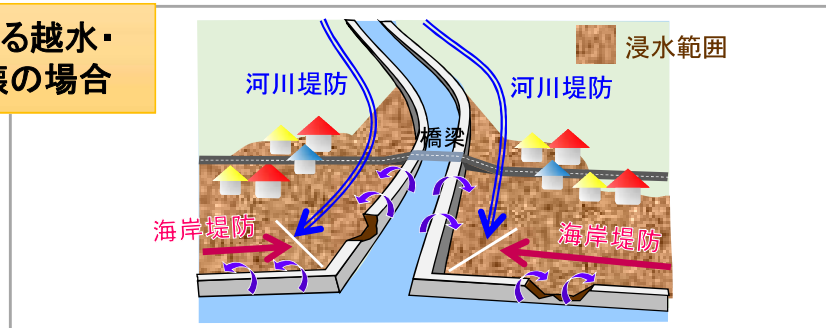
- 気候変動に伴う海面水位の上昇等を踏まえ、高潮災害等から被災地域一体で再度災害防止を図るため、改良復旧事業を所管部局横断で一括採択できるよう制度を拡充する。
- また、令和3年度に改正された「災害対策基本法」に対応し、災害時における円滑かつ迅速な排水活動等ができるよう、災害緊急対応事業の採択要件を災害発生のおそれ段階に拡充する。

部局間連携による地域一体での再度災害防止

【課題】被災が広範囲であっても、改良復旧事業は所管部局ごとに採択されるため、一部の事業が採択されない場合は地域一体での再度災害防止ができない

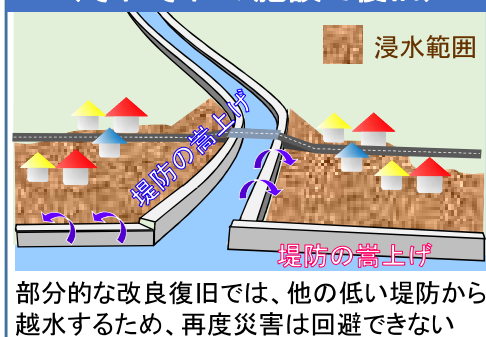
拡充内容 被災地域の関連する各施設の改良復旧事業を、**所管部局横断で一括採択**できるよう制度を拡充 **地域一体での再度災害防止を推進**

高潮による越水・堤防決壊の場合



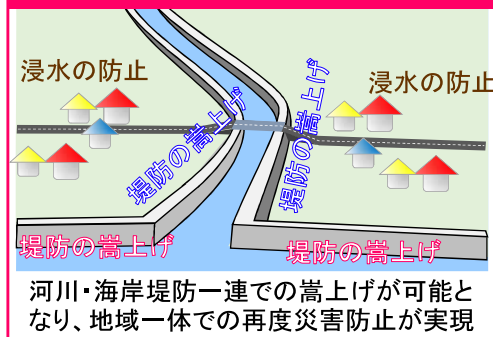
復旧

現行制度下の復旧対応
(それぞれの施設で復旧)



所管部局
横断で一
括採択可
能に

制度拡充後の復旧対応
(一連の施設として復旧)



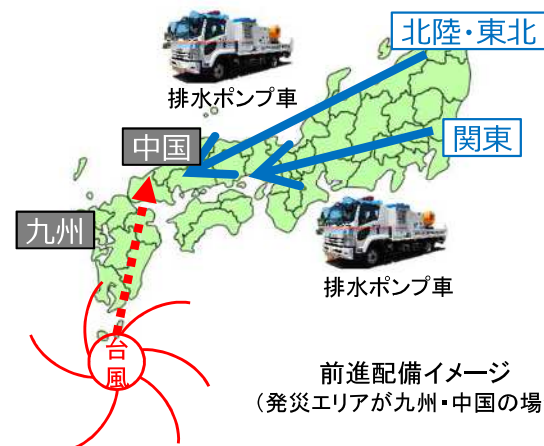
災害緊急対応事業をおそれ段階に拡充

【課題】

- ・災害対策基本法の改正により、災害発生のおそれ段階で国の災害対策本部の設置が可能となったことから、国土交通省としてもおそれ段階からの災害対応を強化。
- ・大規模水害の発生時に迅速に排水を行うためには、予め排水ポンプ車等を被災する可能性の高い地域へ前進配備しておくことが必要。
- ・災害緊急対応事業は発災後に限定されており、現状、発災前に行う応援派遣等は対象外。

拡充内容

災害緊急対応事業の採択要件を、台風の接近時など災害発生のおそれ段階へ拡充。



津波防災地域づくりの推進と関係機関連携

- 南海トラフ巨大地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の切迫する巨大地震に伴う津波対策として、津波防災地域づくりを加速化させる。
- 従来の支援策に加え、津波災害警戒区域等の指定に向けた制度拡充や自治体に対する制度趣旨の徹底等を通じて、ハード・ソフト組み合わせた総合的な津波防災地域づくりを更に推進する。

＜津波防災地域づくりの推進施策の例＞



警戒避難体制の整備等を目的とした津波災害警戒区域等の更なる促進

(令和4年度要求)

津波災害警戒区域等の指定を促進する財政支援として津波・高潮危機管理対策緊急事業 (防災・安全交付金) の拡充

制度拡充と併せ、下記の実施も実施し、更なる促進を図る。

- ・自治体に対する制度趣旨の周知徹底のための説明会等の実施
- ・津波被害リスクが高い自治体等からの指定に関する相談対応 等

あわせて、大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保※等にも取り組んでいく。

※社会資本整備重点計画 (令和3年5月)
77% (R元年度) → R7年度 85%



自動化・遠隔化した水門